

平成 29 年 10 月 16 日

一般社団法人神奈川県経営者協会会長 殿

神奈川県環境農政局
環境部大気水質課長



「森戸川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し（案）」に関する
意見募集の周知について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、河川の水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準として類型ご
とに基準値が定められており、これらの類型の指定は、国又は都道府県が水域ごとに行って
おります。

このたび、県が指定している森戸川（葉山町）の水質汚濁に係る環境基準の類型の見直し
を行うため、「森戸川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し（案）」を作成し、次の
とおり県民意見募集を行うこととしました。

つきましては、貴会会員の皆様に対する周知について特段の御配慮をお願いいたします。

- 1 意見募集内容 : 森戸川（葉山町）の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し
- 2 意見募集期間 : 平成 29 年 10 月 16 日（月）～平成 29 年 11 月 14 日（火）
- 3 意見募集の詳細 : 県ホームページ「意見募集（パブコメ）」からご覧ください。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/pub/p1177227.html>

問合せ先
水環境グループ 保坂
電 話 (045) 210-1111 内線 4124
ファクシミリ (045) 210-8846

第1号様式の1

公表事項一覧表（「意見募集手続」(a)）

■「森戸川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し（案）」に関する意見の募集について

（案を作成した趣旨、目的及び背景）

環境基本法第16条に基づき、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準については、AA類型からE類型までの6種類の類型ごとに、生物化学的酸素要求量（BOD）等5項目の基準値が定められています。類型の指定は国又は都道府県が各々の水域について行い、指定後も水質の改善状況や利水目的の変更に応じて適宜、見直しを行うこととされています。県内の河川のうち、国が類型指定を行う多摩川及び相模川本川以外の33河川については、県が類型指定を行っており、今回、葉山町の森戸川について類型指定の見直し案を作成しましたので、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

■ 1 意見募集期間

平成29年10月16日（月曜日）～平成29年11月14日（火曜日）

■ 2 意見提出方法

- (1) フォームメール ホームページ
(<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF0515>)
※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上で御意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。
※ 件名に「森戸川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し（案）」に対する意見である旨を記載してください。
- (2) 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です。）
神奈川県環境農政局環境部大気水質課水環境グループ あて
※ 意見募集期間最終日の消印があるものを有効とします。
- (3) ファクシミリ (045) 210-8846

■ 3 案の公表方法

- ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/pub/p1177227.html>)
- 県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び大気水質課窓口での印刷物による縦覧

■ 4 今後の予定

- 意見募集結果の公表時期 平成29年12月頃（予定）
- 成案の公表（告示）時期 平成29年12月頃（予定）

■ 5 計画等の案、関係資料等

- 森戸川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し（案）

■ 6 その他

- 根拠法令条項：環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条
- 電話での意見提出はお受けできません。
- いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。
- いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

■ 問合せ先

環境農政局環境部大気水質課水環境グループ
電話 (045) 210-4123 ファクシミリ (045) 210-8846

森戸川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直し（案）

環境基準は、環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定されている。

公共用水域のうち河川の水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準としてAA類型からE類型までの6種類の類型ごとに、生物化学的酸素要求量（BOD）等5項目の基準値が定められている。類型の指定は国又は都道府県が水域ごとに行い、指定後も水質の改善状況や利水目的の変更に応じて、適宜見直しを行うこととされている。

県内の河川のうち、国が類型指定を行う河川（多摩川及び相模川本川）以外の33河川については、県が類型指定を行うこととされており、今回、葉山町の森戸川について、水質の改善が認められることから、類型指定の見直し案を作成した。

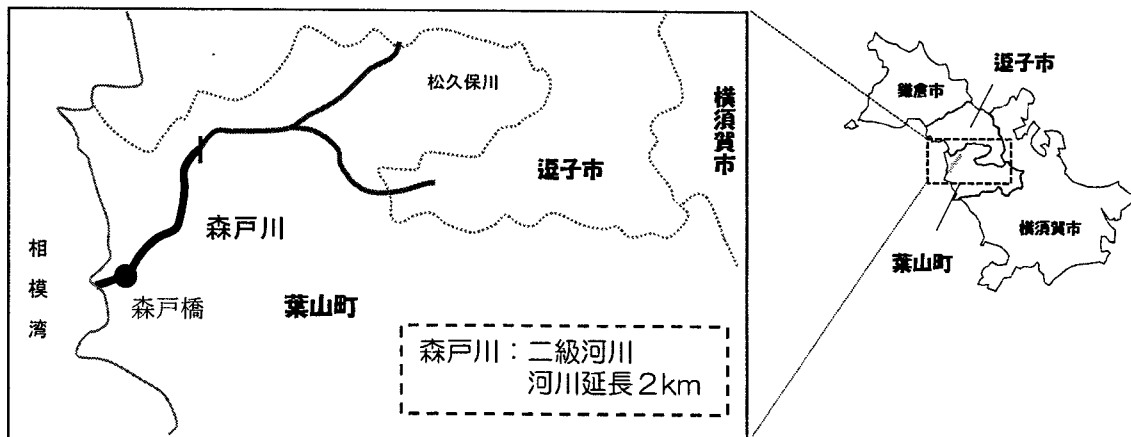
1 類型指定の見直し案の概要

現在の森戸川はE類型で指定されているが、流域の生活排水処理率の向上に伴い、水質の改善が進み、BODの数値が5年以上継続して現類型より上位のC類型の基準（5mg/l以下）を満足している。また、将来の水質予測においても継続してC類型の基準を満足する見込みであることから、今回、見直しを行う。

過去10年間の水質状況

水域	類型	環境基準点	各年度のBOD測定結果(mg/l)									
			19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
森戸川 (葉山町)	E	森戸橋	4.1	2.9	3.4	5.6	4.4	4.1	2.7	3.3	2.9	2.0

	現 行	見直し案
指定類型	E類型	C類型
達成期間	ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成	イ：直ちに達成



森戸川流域図

参考2 県内河川におけるBOD等5項目に係る環境基準の類型指定の状況

水 域 名 (範 囲)		水域 類型	達成 期間	指定年月日	見直し 指定年月日	指定機関
多摩川中・下流 (拝島橋より下流)		B	イ	S45. 9. 1	H13. 3. 30	国
多摩川支川	平瀬川(全域)	B	ハ	H15. 10. 7		県
	二ヶ領本川(全域)	B	ハ	H15. 10. 7		県
	三沢川(全域)	C	イ	H15. 10. 7		県
鶴見川上流 (鳥山川合流点より上流)		D	イ	S45. 9. 1	H28. 12. 2	国(県)
鶴見川下流 (鳥山川合流点より下流)		C	イ	S45. 9. 1	H28. 12. 2	国(県)
入江川 (全域)		B*	ロ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
帷子川 (全域)		B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
大岡川 (全域)		B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
宮川 (全域)		B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
侍従川 (全域)		B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
鷹取川 (全域)		B*	ロ	S47. 3. 31	H13. 10. 23	県
平作川 (全域)		B	ロ	S47. 3. 31	H13. 10. 23	県
田越川 (全域)		B	イ	S47. 3. 17	H13. 10. 23	県
滑川 (全域)		B	イ	S47. 3. 17	H13. 10. 23	県
神戸川 (全域)		B	ロ	S47. 3. 17	H13. 10. 23	県
松越川 (全域)		C	イ	S55. 9. 30	H25. 7. 30	県
下山川 (全域)		C	ロ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
森戸川 (河口が葉山町に係るものの全域)		E	ハ	S47. 3. 31		県
境川 (1) (柏尾川合流点より上流 (柏尾川を除く。) の区域)		D	イ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
境川 (2) (柏尾川合流点より下流の区域及び柏尾川)		C	イ		H25. 7. 30	県
引地川 (全域)		C	イ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
相模川中流 (城山ダムから寒川取水堰まで)		A	ロ	S45. 9. 1		国
相模川下流 (寒川取水堰より下流)		B	イ	S48. 3. 31	H22. 9. 24	国
相模川支川	中津川 (宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域)	A	イ	H17. 3. 11		県
金目川上流 (土屋橋の上流端から上流)		A	ハ	S47. 3. 17		県
金目川下流 (土屋橋の上流端から下流)		C	ハ	S47. 3. 17		県
葛川 (全域)		C	ハ	S47. 3. 17		県
中村川 (全域)		C	ハ	S47. 3. 17		県
森戸川 (河口が小田原市に係るものの全域)		C	イ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
酒匂川上流 (飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域)の区域に係る部分を除いたもの)		A	ロ	S47. 3. 17	S55. 3. 25	県
酒匂川下流 (飯泉取水堰から下流の区域)		B	イ	S55. 9. 30		県
山王川 (全域)		B	イ	S47. 3. 17	H14. 10. 1	県
早川 (全域)		A	ハ	S47. 3. 17		県
新崎川 (全域)		A	ハ	S47. 3. 17	H14. 10. 1	県

(注) 1 ※印は、大腸菌群数については当分の間適用しないことを示す。

2 達成期間の分類は、次のとおり。「イ」：直ちに達成、「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 鶴見川は、昭和45年当時、国が指定を行う水域であったが、現在は県が指定を行う水域。